

グリーン購入法「JOIFA グリーンマーク」表示実施要領

第1条（目的）

このグリーン購入法「JOIFA グリーンマーク」表示実施要領（以下「実施要領」という）は、「グリーン購入法（特定調達物品）表示・PR規程」（以下「規程」という）に基づき、「JOIFA グリーンマーク」（以下「マーク」という）を使用するに当たって必要な事項を定める。

第2条（使用者と表示責任）

マークは、規程に基づくマーク使用申込者が（以下「使用者」という）が本実施要領に則り使用することができる。使用者は、本実施要領を逸脱した誤表示（品質・性能・安全）や不正表示等が発生しないように努めるものとする。

2. JOIFA は、使用者が本実施要領を遵守しない場合は、その承認を取り消すことができる。但し、使用者に弁明の機会を与えるものとする。また、マークの使用許可を得ていない利用や本実施要領から逸脱する利用に対して、その使用の停止や変更を求めることができる。

第3条（表示対象）

マークを表示できる製品は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という）に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針別記4. オフィス家具等」（以下「オフィス家具等」という）の要件を満たした10品目及びグリーン購入法に関連するJOIFA解釈集「グリーン購入法の手引」に適合した製品でなければならない。これに該当しないオール金属製品については、マークを使用できないが製品名等をグリーン色で表示することができる。

2. 使用者が、前項以外のグリーン購入法に適合する製品にマークを表示したい場合は、別記1で定める「JOIFA グリーンマーク拡大使用申請書」によって届け出を行い、JOIFAの許可を受けるものとする。JOIFAは、届け出の製品が前項の製品との乖離が著しく、マークの使用にふさわしくないと判断する場合は不許可とすることができる。

第4条（適合の確認）

使用者は、製品がグリーン購入法の「判断基準等」（以下「判断基準」という）に適合していることを適切な方法で確認し、根拠となる文書を作成し、管理するものとする。

2. 製品の判断基準への適合を確認した後、設計、仕様、原材料、部品調達先等の変更により、適合に影響が生じる可能性がある場合には、判断基準への適合を再確認し、その結果を記録して適切な表示に努めるものとする。また、適合しない場合は速やかにマークの使用を停止しなければならない。

第5条（報告）

使用者は、別記2で定める「グリーンマーク使用状況報告書」により、マークの使用状況を年1回、JOIFAに報告しなければならない。報告は、12月末日の状況を翌年2月末日までに報告するものとする。

2. 第3条第1項の10品目に該当する製品の金属を除く主材料が「木質」の製品について、JOIFAの木材・木材製品の「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定」による合法性証明以外の独自証明によってマークを使用する場合は、使用者は事業年度終了後3ヶ月以内に合法性の証明された木材・木製品の取扱実績をJOIFAに報告しなければならない。

第6条（使用方法）

マークの表示にあたっては、「不当景品類及び不当表示防止法」その他の関係法令を遵守し、ユーザーに誤解を与えるような表示または表現は避けなければならない。

2. マークはカタログ、取扱説明書、PR文章、製品自体、その他通常文書等に広く使用することができる。但し、複数の手法や媒体を用いて表示を行う場合、相互の表示内容の整合性を確保するものとする。

3. マークは、別記3に定めるマークフォームに準拠して使用されなくてはならない。マークをカタログ等に使用する場合は、マークの説明と共に使用する時点での「グリーン購入法の手引」の版数を記載するものとする。

第7条（中古・修理品の扱い）

中古・修理品を取り扱う使用者は、法に適合する内容の箇所が入手・修理前と変わらない場合は、そのままマークを使用することができる。また、法に適合する内容の箇所が劣化、消滅しているときは、原状を回復した後にマークを使用するものとする。

但し、「オフィス家具等」の品目及び判断基準等に見直し、変更があった場合は、最新の品目及び判断基準への適合確認を行い、適合する場合のみマークを使用することができる。

第8条（適合情報の公開）

使用者は、製品の適合について問い合わせがあった場合は、別記4に定める「グリーン購入法に関するご回答書」に準拠して、適合内容の情報を提供しなければならない。別記4の書式以上の詳細な内容の提供を求められた場合は、相応の時間と費用がかかることを説明の上、対応をはかるものとする。

第9条（使用の自由）

使用者の規程に基づくマークの使用・不使用は自由である。JOIFAは会員に使用を強制してはならず、また規程・実施要領に基づく使用を制限してはならない。

平成27年6月3日制定